

## 行 動 計 画

社員が仕事で子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

### 2.内容

目標 1：小学生の子どもを持つ社員に対し、学校行事に参加するための年次有給休暇以外の特別有給休暇の設定および付与の実施を行う。

(対策)

- 平成 27 年 4 月～ 保護者の参加可能な学校行事の調査及び日数の算定
- 平成 28 年 4 月～ 就業規則における特別休暇の条文追加
- 平成 28 年 10 月～ 就業規則に基づき、導入の実施及び社員への周知開始

目標 2：平成 28 年 10 月までに、小学生の子どもを持つ社員に対し、始業・終業時間の繰り上げ又は繰り下げの制度を設定し導入する。

(対策)

- 平成 27 年 4 月～ 該当する社員及び対象社員が要望する時間の調査
- 平成 27 年 10 月 就業規則における勤務時間及び所定労働時間との調整作業  
就業規則における賃金規定の条文追加のための調整作業
- 平成 28 年 4 月～ 就業規則における始業・終業時間の特別制度の条文追加  
就業規則における賃金規定の条文追加
- 平成 28 年 10 月～ 就業規則に基づき、導入の実施及び社員への周知開始